平成２２年（フ）第８号
岡山県総社市真壁1143番地９
債務者　橋本　　裕
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
北海道北見市桜町１丁目12番地１、申立時の住所北海道北見市無加川町619番地７
債務者　赤間　　満
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
北海道北見市桜町１丁目12番地１、申立時の住所北海道北見市無加川町619番地７
債務者　赤間　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
青森県三沢市大字犬落瀬字古間木154番地831号
債務者　上川原靖子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第２号
茨城県稲敷郡美浦村大字布佐619番地１
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８号
茨城県土浦市大岩田1715番地３　県営大岩田アパート209号棟201号室
債務者　岡野　悦子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６４２号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目208番地１シャイニーハイム205号
債務者　藤井　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３５号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸537番地２
債務者　神川　佳子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４８号
埼玉県川口市大字差間215番地の２
債務者　傳法谷　一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９６号
さいたま市南区大字太田窪2569番地４　ヴァンベール堀口201
債務者　原田　沙織（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―108号
債務者　森本　輝美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－２－106、旧住所埼玉県上尾市大字小敷谷810番地５
債務者　大槻　弘一
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３６号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町３丁目29番13号シャーメゾン坂下101号
債務者　小田　　拓
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４３号
埼玉県川口市大字大竹134番地の１　コーポ大竹105号
債務者　浦澤　俊男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８６号
さいたま市見沼区大字御蔵1529番地１　アネックスガーデン山中Ｄ―202
債務者　今井　勝行
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１１号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地２街区29棟206号
債務者　高江洲志帆
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２４号
埼玉県北本市二ツ家４丁目55番地７
債務者　桑畑　早希
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係